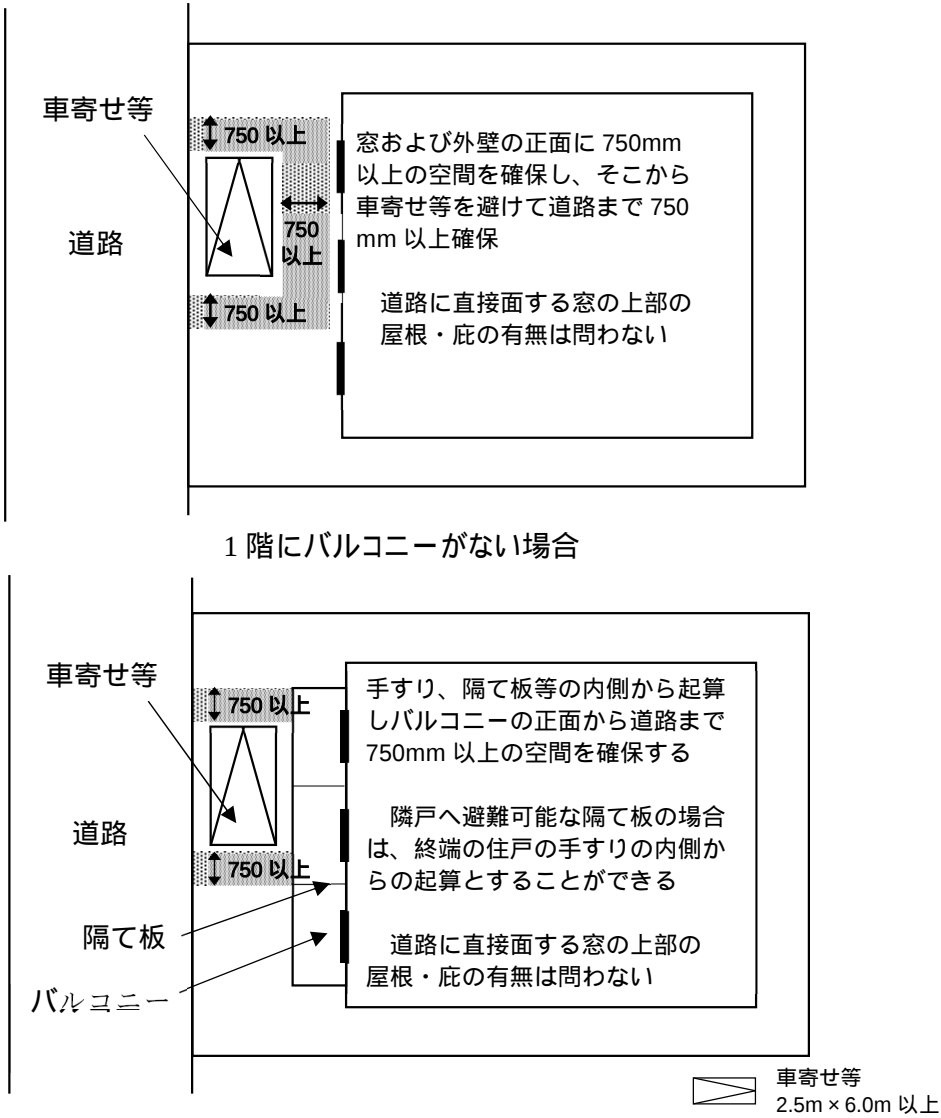


練まち条	令第 128 条、第 128 条の 2、都安条第 5 条、第 17 条、第 19 条	作成（改訂）日
	敷地内の通路、他	令和 4 年 3 月 1 日 （令和 7 年 4 月 1 日）
練馬区まちづくり条例による車寄せ等と避難規定について		
練馬区まちづくり条例により設置される車寄せ¹および一時停車空地²（以下、車寄せ等という。）と建築基準法施行令第 128 条、第 128 条の 2、東京都建築安全条例第 5 条、第 17 条、第 19 条で規定される通路、窓先空地等との兼用の可否は以下の通りとする。なお、車寄せ等と通路を兼用する場合にあっては、<u>通路の幅員は車寄せ等を避けて有効 1.5m 以上確保すること。</u> 【車寄せ等との兼用の可否】 令第 128 条（敷地内の通路）不可 令第 128 条の 2（大規模な木造等の建築物の敷地内における通路）可 都安条第 5 条第 1 項（主要な出入口からの通路）可 都安条第 5 条第 2 項（50cm 以上の通路）不可 都安条第 17 条（主要な出入口からの通路）可 都安条第 19 条第 1 項（窓先空地）不可 都安条第 19 条第 2 項（窓先空地からの通路）可		

なお、東京都建築安全条例第 19 条で規定される道路に直接面する窓と車寄せ等の取扱いは下記の通りとする。ただし、窓と道路との間の距離が、当該窓が前面道路に直接面しない場合に求められる窓先空地の幅員以下、かつ、空地以外で使われることがない場合に限る。



1 階にバルコニーがある場合

1 車寄せ

練馬区まちづくり条例に係る特定用途建築物（ワンルーム形式の集合住宅、寄宿舍など）に設置

2 一時停車空地（自動車が一時的に停車できる空地）

特定用途建築物以外で、敷地面積 1,000m² 以上かつ 15 戸以上の集合住宅に設置

技術的助言など	
参考文献など	